

移住者と地域をつなぐ人づくり講座企画運營業務委託仕様書

1 業務の名称

移住者と地域をつなぐ人づくり講座企画運營業務委託

2 業務の目的

人口減少対策における社会減対策の一つである移住・人口還流の促進に向けて、県外の移住希望者から、「選ばれる三重」となるためには、移住希望者が安心して本県に移住し、住み続けられるように県全体の受入態勢を充実させていく必要があります。そのため、県では、県内各地で移住者のサポートに加え、移住者や地域の方々と一緒に地域でのつながりをつくる人材を育成するための講座を開催しています。

今年度は、移住者の受入態勢の充実に寄与すると考えられる取組を講座テーマとして設定し、そのテーマごとに、受講者にニーズがあると考えられる知識やスキルを習得できる講座を開催することで、移住者の受け入れ及び移住者や地域の方々と一緒に地域でのつながりをつくる人材の育成を行います。

3 実施期間

契約の日から令和7年3月10日（月）

4 受講対象者

以下の（1）から（3）のすべてを満たす方

- （1）県内在住者
- （2）原則、全講座を受講可能な方
- （3）移住者の受け入れ及び移住者や地域の方々とつながり、地域づくり等を主体的に取り組みたい方、または以下のことについて学びたい方
 - ア 人の集まる場づくりについて学びたい方
 - イ 移住希望者が安心して移住することができるための地域づくりや地域課題の解決について学びたい方
 - ウ 企業や行政と連携した移住者の受入方法について学びたい方

5 業務の内容

（1）講座の開催について

講座の開催にあたっては以下の要件をすべて満たすこと。

ア 講座内容

- （ア）フィールドワーク実施前に、受講者それぞれが、自らの目標や取り組みたい内容を再確認するとともに、主催者や他の受講者に共有するための講座を開催すること。
- （イ）以下のaからdをテーマとして設定した講座をフィールドワークでそれ

ぞれ1回以上開催すること。それぞれのテーマにおいて、受講者にニーズがある内容を示し、その内容を中心とした講座を開催すること。

- a 人の集まる場づくりに関するもの
- b 移住希望者が安心して移住することができるための地域づくりや地域課題の解決に関するもの
- c 企業や行政と連携した移住者の受入方法に関するもの
- d 自由テーマ

(ウ) すべてのフィールドワーク実施後に、受講者それぞれが、講座から学んだことや、今後の自身の取り組みなどを共有するための講座を開催すること。

イ 開催回数・形式

(ア) 全5回以上の講座を開催することとし、フィールドワークの講座については、県内の幅広い地域で実施することとする。なお、フィールドワーク以外の講座については、オンラインでの開催とすることも可とする。

(イ) 5 (1) ア (ア) または (ウ) のいずれかについては、フィールドワークと併せて実施することも可とする。

(ウ) フィールドワークについては1回5時間程度とし、フィールドワーク以外の講座については1回3時間程度とする。

ウ 開催日

講座は、月1回程度の開催間隔とすること。なお、詳細な日程については、県と協議のうえ決定すること。

エ 募集人数

10名程度

(2) 講師等の選定及び派遣について

ア 全ての講座に講師を1名以上派遣すること。

イ 講師等の選定については、講座の企画内容に精通し、実際に移住者の受け入れや、地域づくり等に取り組んでいる者等で、講座の企画内容について教え広める能力を有する者であること。なお、講師等の選定について、県と協議のうえ承認を受けること。

ウ フィールドワークの講座については、フィールドワーク実施地域にて、移住者の受け入れや、地域づくり等に取り組んでいる者を講師とすること。

エ 講師等の謝礼及び交通費等については、本契約に含むものとする。

(3) 受講者の募集について

ア 受講者の募集を行うこと。なお、受講者については、原則全講座を受講することとする。

イ 講座開催の2か月以上前に広報用のチラシを作成すること。なお、印刷部数については500部程度とし、配布先については県と協議のうえ決定す

- ること。
- ウ 受講者の募集にあたっては、特に4（3）に示す受講者の確保につながるよう、Web広告やSNS等を活用し効果的なPRを行うこと。
- （4）会場の予約及び設営について
- ア 会場の予約及び使用料については、本契約に含むものとする。
- イ 会場の設営及び撤収を行うこと。
- ウ 講座の開催に必要な備品等を用意すること。
- （5）講座の進行管理について
- ア 県及び講師等と事前協議のうえ、講座で使用する資料を作成すること。
- イ 講座の開催に必要な消耗品等を用意すること。
- ウ コーディネーターを配置し講座が円滑に進行できるよう留意すること。
- エ 講座のおおまかな進行が分かるシナリオを作成すること。
- オ 講座の様子を写真等で記録すること。なお、写真等については、県が今後使用できるよう、肖像権に関して、権利者の許諾をとるなど、必要な権利処理を行うこと。
- カ 事故等が発生しないよう留意すること。
- （6）講座の終了報告等について
- ア 各講座の終了後に受講者を対象にアンケートを実施すること。また、集計結果については、講座の受講人数及び実施状況と併せて、速やかに県へ報告すること。
- イ アンケートの内容については県と協議のうえ決定すること。
- ウ 全講座終了後、全講座を振り返り総括した報告書、写真等をとりまとめ最終講座終了後10日以内に県へ提出すること。
- （7）受講者の費用負担について
- ア 受講費の徴収は行わないこと。
- イ 講座開催地までの交通費や講座実施時の昼食代等については、受講者負担とする。
- （8）講座開催における傷害保険の加入について
- ア フィールドワーク等、野外活動を伴うものについては、受講者を被保険者とした傷害保険に事前に参加すること。
- イ 受講者の傷害保険加入料について負担すること。
- （9）その他
- ア やむを得ない場合を除き、受講者が講座を欠席することなく、全講座に参加するよう適宜、受講者に対して連絡調整等を行うこと。
- イ 受講希望者の受付方法については、県と協議のうえ決定すること。
- ウ 講座については、県全体の受入態勢の充実が図られることを目的としているため、講師や受講者同士の交流を活性化させ、受講後も自主的なつながりを持てるような内容とすること。

6 独自提案

本事業の目的を達成するために効果的と考えられる提案に加え、受講者に対して、全講座の受講を促すための工夫等を提案すること。

7 委託業務の実施条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また打合せ場所は原則として県が指定する場所とする。
- (2) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議により決定する。
- (3) 災害や感染症等の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際には、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。
- (4) 事業に関心のない者に対して、金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。